

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年3月6日（令和2年（行個）諮問第34号）

答申日：令和2年6月22日（令和2年度（行個）答申第33号）

事件名：本人の申出に係る東京労働局長の助言・指導処理票等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求人が平成31年特定日に継続雇用の労働条件の件で申し出をした助言指導に関する資料一式。（事業場名：特定事業場，事業場所在地：特定住所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和元年9月18日付け東労発総個開第1-434号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

###### ア 開示を求める部分

不開示部分は，（ア）「被申出人の見解」すべて，（イ）「被申出人の回答」のうち再度職種を提案することについての最終部分，及び（ウ）被申出人提出資料9枚すべてであり，これらの開示を求める。

###### イ 理由

本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」に「同条第3号イ及びロに該当」と記載されているが，「同条」が何条を指すのか明記されていない。以下，これを法14条3号のことを指していることを前提として理由を記す。

###### (ア) 申出人である審査請求人の健康，生活の保護

法14条3号本文には，「ただし，人の生命，健康，生活又は財

産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く」との記載がある。審査請求人の「健康」及び「生活」を保護するために不開示部分を開示することが必要である。

被申出人は申出人に対し、合理的理由を述べることをせずに継続雇用後の労働条件を下げ、改善に応じない。このことにより申出人は精神的な打撃が大きく（→健康）、また賃金が週5日勤務の継続雇用者でも正社員時代の50%以下になるところを、さらにその5分の3の賃金の契約を結ばざるを得ない状況となり、手取月額が特定額Xにしかならない。その分高齢者継続雇用給付金の支給対象額も下がってしまっている。（月額特定額Y程度）（→生活）（中略）

審査請求人が介護の必要な両親を抱えていることへの配慮も必要であり、問題解決のために不開示部分の開示をお願いしたい。（勤務地が正社員時代と同じ場所で、始業時間および就業時間も同じであるならば、介護が成り立つ状況であるため、生活のために離職はしたくない。）

被申出人の見解がすべて不開示とされているため、見解を知ることができない。回答の最終部分に関しても同様である。問題解決において一番必要な部分が申出人に伝えられないのは、問題解決に誠実に向き合う姿勢がないということになり、労働条件の問題が解決しなければ、申出人である審査請求人の健康及び生活の問題も解決することも不可能である。

(イ) 被申出人が申出人に隠していると思われる情報で、社内で既に申出人に公開されている情報の場合

被申出人が申出人に対し通知していないことについて、申出人である審査請求人は既に何件か社内で知っている情報がある。不開示部分において被申出人がそれらを秘密としているのであれば、既に社内で正当な手段で得ている情報であるので、開示を求めたい。

a 被申出人が申出人に対し6月1日からの就業場所として当初提示した関連会社は、同月中旬に他社に売却され、同社に出向していた社員（本部管理職）も売却と同時に出向を解かれ、特定事業場の事業部へ配属された。（中略）

b 申出人を週3日の契約で配属することのできるもう一つの事業部内の事業課は、事業縮小が既に決定しており、あと1～2年で業務停止し、同業他社に業務移管することが決定している。

c 被申出人は中高年の人員削減を計画しており、過去に行ったりストラを公に行うことが難しくなったため、早期退職（特定年齢）に続いて新しい退職制度を特定年6月から発足させた。他社への転職を会社が支援するという内容である。この制度は、人事担当

の継続雇用担当者が中心となって行っている。社員の平均年齢を下げの計画があることも、別途会議報告書で知られている。

- d 継続雇用者の労働条件についての会社としての指針が社内で公開されていない。公開されない理由としては、高齢者雇用安定法の趣旨に反する内容となっていることと、介護が必要な労働者への配慮を無視した内容になっていること、賃金額が継続雇用制度発足時から一度も改定されていないことなどが挙げられる。

被申出人が会社の指針としているものは、人事担当部署で独自に決定しているもので、会社としての決定ではない可能性が強い。

- e 申出人は過去に上司からのパワハラのため体調不良となり、人事担当の継続雇用担当者および産業医との面談を行ったことがある。このことから、継続雇用担当者は申出人を排除したい意向が強く、面接時に転職を勧められたり、委員会メンバーへの立候補の却下（代表取締役が立候補者を優先とすると発言していたことに反する）、継続雇用の申込に際しても何度も他社への転職を勧めることを行った。個人的な排除としか言いようがない。

- f 被申出人の提出資料中にこれまでの継続雇用者の履歴の資料があるかもしれないが、申出人である審査請求人は人事部及び総務部に長く勤務していたため、継続雇用制度発足時から現在までの社員がどこへ配属になったか（元の部署および継続雇用の配属先）、継続雇用を希望せずに退職したか、会社の提示した条件が不合理であったため退職するしかなかったかなどの情報はほとんどすべて知っている。（制度発足時に申出人は人事部員であった）

- g 提出資料中に申出人である審査請求人の勤務履歴、勤務評価、出退勤などの資料があるかもしれないが、それらについては審査請求人も同一の控えを持っている。

このほか、会社の経営に関しては、退職月までは本社総務に勤務していたため、会議資料や会議報告などにより部署内で知らされている。（本社の管理部門限定の情報）

#### （ウ）その他

東京労働局助言・指導担当者と助言・指導後に何度か話したところによると、被申出人の見解等は申出人に伝えることができないとの理由で内容は伝えられないとしながらも、「個人的ないやがらせ」、「パワハラ」という印象を複数回数口にしている。

被申出人が申出人に関して事実ではない情報を東京労働局に提出又は話しており、申出人が東京労働局に話した内容と隔たりがある可能性も大きい。何が話されたか、会社の見解、回答等がすべて不

開示とされているが、それらは問題解決に不可欠な情報である。

開示決定期限の延長の通知を受理した直後に担当官に電話で問い合わせたところ、判断が難しいので時間を要しているとのことであった。不開示とすることが即決できるほどに明白ではなく、その判断が微妙であるのならば、審査請求人の健康及び生活を保護すべく、不開示部分の開示をお願いしたい。

出産・育児をする者ばかりでなく、高齢者、介護者、体調不良の労働者も、退職することなく勤務が続けられるような労働条件の提供や配慮をすることが厚生労働省の現行施策の趣旨であるにもかかわらず、被申出人の方針は国及び社会の流れに逆行している。このような企業が改善を行っていくことが、社会の向上につながるものと信じるものである。

## (2) 意見書

諮問庁は、理由説明書（下記第3の3）において、「不開示の理由となる根拠条項を一部改めた上で、原処分を維持して不開示とする」としているが、審査請求が行われたがために後から根拠条項を一部改めるのは、国民に対してフェアではない。

また、東京労働局の助言・指導について、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、具体的にどのようなことなのか御教示いただきたい。開示・不開示が事務の適正な遂行に支障があるとは考えにくい。

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要な情報であるとは認められない」とのことであるが、認められない具体的な理由についても御教示いただきたい。どういうことなら認められ、どういうことなら認められないのか、ごく一般の労働者には知り得ないものである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年7月26日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年12月9日付け（同月10日受付）で本件審査請求を提起したものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分における不開示部分について、法の適用条項を一部改めた上で、不開示とすることが妥当であるとする。

### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報記録された文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる各文書である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条3号イ及びロ該当性について

文書1の①及び②の不開示部分並びに文書2は、特定事業場の主張の記載部分及び特定事業場が提出した資料である。これらの情報は、開示された場合、当該事業場の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報である。このため、当該部分は、法14条3号イ及びロに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書き該当性について

文書1の①及び②の不開示部分並びに文書2は、助言・指導の際の被申出人の主張及び助言・指導の際に被申出人から任意に提出された資料である。

これらの資料は、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度における助言・指導の性質上、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)イ(ア))において、不開示部分は、法14条3号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するとして、その開示を求めているが、当該不開示部分の内容は、上記(2)で述べたとおりであり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要な情報であるとは認められない。

また、審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)イ(イ))において、「被申出人が申出人に隠していると思われる情報で、社内で既に申出人に公開されている情報」について開示を求めるとし、その他にも種々理由を記載しているが、本件対象保有個人情報については、上記(2)で述べたとおり、法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、諮問庁の上記判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分について、法の適用条項として法14条7号柱書きを追加した上で、原処分

を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年3月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 同年4月6日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年6月4日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月18日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条3号イ及びロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し審査請求人は不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、法の適用条項として法14条7号柱書きを追加した上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

通番3は、被申出人である特定事業場から東京労働局に提出された文書の記載の一部である。このうち別表の5欄の(1)に掲げる部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、また、同欄の(2)に掲げる部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分を開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、個別労働紛争解決制度の助言・指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

###### (2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

通番1ないし通番3は、助言・指導処理票の「処理経過」欄の記載の一部及び被申出人である特定事業場から東京労働局へ提出された文書の記載の一部であり、本件申出内容に関する特定事業場の見解、特定事業場の内部情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報とは認められない。このため、当該部分を開示すると、個別労働紛争解決制度の

助言・指導に係る事務に関し、被申出人等関係者からの協力が得られなくなるなど、同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2（1）イ（ア）及び（2））において、法14条3号該当性について、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、不開示とされた部分については、開示することが必要であるとして、同号ただし書に該当する旨を主張するが、上記2（2）のとおり同条7号柱書きに該当すると認められ、同条3号ただし書の該当性を判断するまでもなく不開示とすることが妥当であるから、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条3号イ及びロに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

## 別表

1 文書 番号	2 対象文書 名	3 頁	4 不開示を維持する部 分等		5 開示すべき部分	
			通 番	原処分にお ける不開示 部分		法 1 4 条 各号該当 性等
文書 1	労働局長の助 言・指導処理 票	1 ない し 5	1	① 3 頁「処 理経過」欄 1 5 行目な いし最終行	3 号イ及 びロ, 7 号柱書き	
			2	② 4 頁「処 理経過」欄 4 0 行目な いし最終行	3 号イ及 びロ, 7 号柱書き	
文書 2	被申出人提出 資料	6 ない し 1 4	3	全て	3 号イ及 びロ, 7 号柱書き	(1) 6 頁 1 行目ないし 3 行目及び 5 行目 (2) 6 頁 6 行目ないし 9 行目, 2 7 行目, 2 8 行目, 7 頁 1 行目, 1 2 行目ないし 1 8 行目, 8 頁 1 5 行目ないし 1 7 行 目, 2 3 行目, 2 4 行目
文書 3	個別労働紛争 解決制度に係 る来局依頼に ついて	1 5	-	なし	-	-
文書 4	労働局長の助 言・指導申出 票	1 6 な いし 1 7	-	なし	-	-
文書 5	事情聴取票	1 8	-	なし	-	-
文書 6	助言・指導受 付時チェック リスト	1 9	-	なし	-	-
文書 7	申出人提出資 料	2 0 な いし 3 6	-	なし	-	-